

【中村税務署の確定申告会場は2月16日(火)開設】

中村税務署では、次の期間中、所得税・消費税・贈与税の申告会場を設置しています。

- ◆**設置場所** 中村税務署(所在地 四万十市中村新町4丁目4番地)
- ◆**開設期間** 2月16日(火)から3月15日(月)(土・日曜日および祝日は除く)
上記期間より前は、確定申告会場を設置していませんので、ご注意ください。
ただし、作成済みの申告書等の提出は受け付けています。
なお、確定申告会場の混雑緩和のため、会場への入場には、「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は、当日配付するほか、国税庁公式LINEアカウントで事前発行できます。
- ◆**受付時間** 午前8時30分から午後4時まで(相談開始は午前9時)
「入場整理券」の配付状況に応じて、受付を早めに締め切る場合や後日の来場となる場合があります。

※税務署から送付された「確定申告のお知らせはがき」または「氏名等が印字された申告用紙」をお持ちの方は、税務署または市町村で申告相談を受けられる際には必ずお持ちください。

※申告書などを提出する際は、その都度マイナンバーの記載と本人確認書類(マイナンバーカードもしくは通知カードと運転免許証の両方など)の提示または写しの添付が必要です。ご注意ください。

パソコンやスマホで自宅から確定申告ができます

確定申告 申告書の作成は 国税庁ホームページの  **「確定申告書等作成コーナー」**で!!

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税、贈与税、消費税及び地方消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

作成した申告書等は...

 **e-Tax**
スマホ・パソコンでデータ送信

または  **書面提出**

詳しくは **国税庁** で **検索**

申告と納税は期限内に!

所得税及び復興特別所得税 贈与税	3月15日(月)	消費税及び地方消費税 (個人事業者)	3月31日(水)
---------------------	----------	-----------------------	----------

「スマホ専用画面」利用対象範囲

- 給与所得のみの方
- 給与所得と公的年金など、そのほかの雑所得のある方
- 給与所得と一時所得のある方
- 給与所得と公的年金など、そのほかの雑所得と一時所得のある方
- 公的年金など、そのほかの雑所得のみの方
- 公的年金など、そのほかの雑所得と一時所得のある方
- 一時所得のみの方



申告書の作成はこちらから



○お問い合わせ 中村税務署 ☎35-2135